

明治期教育雑誌における文部官僚の評価

——『教育時論』・『教育報知』を中心に——

松谷昇蔵

はじめに

戦前の教育行政の問題として、後年に批判された一つに文部官僚の性格があった。^①このことは、戦前の教育行政の理解には文部官僚への理解が不可欠であることが示唆される。しかし、後年の批判に加えて、同時代に文部官僚がいかにも評価されていたかを見ることも、当該期の教育行政がどのように考えられていたのかということを理解するうえで重要であろう。それを測るうえで教育雑誌（以下、必要に応じ雑誌と略記）は基礎的な資料となる。「教育界」がいかなる志向を有し、ある事象をどのように評価するかは、各教育雑誌によって示されることが多いからである。特に文部省内の資料が焼失しているということもあり、省

内の動向の把握とそれに対する第三者的見解を得ることができるという点で、雑誌の使用のメリットは大きい。教育制度・政策史研究で雑誌が頻繁に使用されるのも、この理由による。

しかし、現在まで教育雑誌自体の研究は少ない。^②書誌情報や雑誌に関係した人物、出版社の経営状況などについては一定程度明らかにされてきたが、雑誌がどのような立ち位置からある事象について議論し、その主張が中長期的にはいかに変化したのか／しなかったのかということについては分かっていることが多い。特に文部省を見る場合には、政策形成の過程を探るイシュー・アプローチ的な方法で雑誌が用いられることが多く、政策をめぐる状況を時限的（主に政策発出段階から制度制定）に、複数の資料

を併用して明らかにするのが普通であつた。翻つていえば、これは中長期的に雑誌に向き合うことにならなかつたことを意味する。このことは、現在まで文部省・文部官僚への通時的な研究がなされてこなかつたこととパラレルな関係にある。⁽⁴⁾すなわち、文部省・文部官僚や教育雑誌は、あるイシューに対する説明要素の一つとされたが、それ自体へ関心が向くことは多くなかつたのである。

以上を踏まえると、対象（文部官僚）と資料（教育雑誌）の両方がある程度の時間を確保して考察する必要がある。それにより、文部官僚の変化だけではなく、文部行政の質やそれを取り巻く環境の変化が鮮明に浮かび上がるのではなからうか。対象である文部官僚は時限的な概念ではないため経時的に検討できる。他方、本稿は資料として『教育時論』と『教育報知』を使用する（以下、『時論』、『報知』）。両誌が長期に発行されていたのが、両誌を取り上げる最大の理由である。くわえて、両誌は文部官僚がいかなる人物に担われるべきなのかということに常に関心を抱いていた。したがって、文部官僚に対する評価という普遍的・経時的な問いへの応答が両誌の使用によって可能になると考えられる。⁽⁵⁾その際に両誌の主張が、どのような観点からなされ、いかに変化したのかという評価の背景にまで留意する必要がある。検討時期は、両誌が発刊

された一八八五年から、『報知』が精細を欠き始める九年までを主に取り扱う。

なお、記事は、『時論』が社説と時事寓感欄（以下、時事）、『報知』は教育報知欄（時期によって異なるが基本的に社説に相当、以下報知）と新報欄といった社員や社と関係の深い人物が執筆していると考えられる固定欄を基本的に取り上げる。なお、書誌情報は煩雑を避けるために脚注に記さず、号数、発行年月（年は西暦で記し、上二桁と日は省略した）、欄名、タイトルを本文中に明記する。引用に際しては原則旧字・異体字を新字・常用字にし、仮名遣いを一部改め、合字を分け、句読点を適宜補った。

第一節 教育雑誌出版の隆盛と『時論』・『報知』の

画期・一八八五—一九〇年

第一項 『時論』・『報知』以前の教育雑誌

まず、『時論』・『報知』発刊以前の教育雑誌について概観しておきたい。最初期の教育雑誌として取り上げられるのは『文部省雑誌』である。一八七三年から発刊され、途中『教育雑誌』（七六年四月—八二年一月）、『文部省教育雑誌』（八二年一月—八三年四月）と誌名を変更しながら刊行された。当初は直轄学校における献金状況や学生

に関する記事が多く、多分に広報的な役割が付されていた。しかし、七五年頃を境に欧米の教育文化・事情や教育論説の紹介が誌面の多くを占め、『教育雑誌』と改称した後からは専ら欧米の事情・論説の翻訳が誌面を占め、「海外知識撰取の主なパイプの役割」を担った。

また、民間では『教育新誌』（七七年六月～八二年一月）や『内外教育新報』（七八年三月～七九年九月）が国内外の教育情報を掲載し、教育方法論などの学術領域を論じた。両誌の経営や執筆陣には文部省関係者が少なくなく、半官半民的な色合いが強かった。したがって、当該期の教育雑誌は文部省・文部官僚を評価するという次元まで及んでいなかった。

第二項 『時論』と『報知』の登場

諸学校令の整備や教員社会の基盤が出来上がってきたことを背景に、一八八五年以降に教育雑誌の数は増え、「教育雑誌盛行の時代」^⑧となった。しかし、その後多くの雑誌は短期間のうちに廃刊となっている^⑨。その中において、『時論』と『報知』は長期間にわたって発行された。

初期の『時論』には開発教授の立場から、理学などの教育方法に関する論稿が多く掲載された。また、教育制度の批評も散見され、特に森文相期の教育政策については批判

的な記述が見られる^⑩。九〇年以前の文部省への言及は、制定された制度の是非に関する記述が多い。くわえて、『時論』の特徴として、(高等)師範学校やその関係者(茗溪派等)に関する記事多く、教育現場に立つ彼らの専門性を高く評価する傾向がある。教育現場や教育の専門性を重視する『時論』の志向はこの頃から見られた。以降、視学・視学官に関する記事を多く取り上げたのもこのような理由による。一方で府県の学務課長・課員に対する評価は低い(たとえば一九九号、九〇年一月、「かきよせ」欄)。

『報知』は誌名にみられるように、発刊当初から週刊雑誌の速報性を活かしたニュース報道に重点を置いていた。また、「学術」欄や、「家庭・学校・一般の教育」と三類型の記事を設けるなど、時論と同様に学術・実用の両面から教育を論じた。社長の日下部三之助が森有礼に傾倒していたこともあり、『時論』と異なり、森文相期の政策の評価に対しては穏健で、説明的・補完的記事が多い^⑪。

当該期の二誌はともに文部省に言及することはあるが、文部省の施策を受けてそれをどのように解釈し、現状をいかに改良させていくかという記述にとどまっていた。また、文部官僚に関する評価は評伝的な記述以外は見られない。しかし、両誌とも九〇年の帝国議会の開設が転機となる。まず誌面に変化があったのは『時論』である。『時論』は

一九九号（九〇年一〇月、内外雑纂「教育雑誌」の責任）上に「現在の教育雑誌中には、唯學術のみを記述して政務のことに及ぶもの無し」と述べた。そのうえで、「二〇〇号以下は、政治の上よりも、教育を論究する」（同号「かきよせ」欄）誌面に変えると宣言を行った。二〇〇号では「教育時論を以て政治を論議することを得るの機関となしたる要因」を四点に分けて詳述した（九〇年一月、社説「教育時論の性質を改めて政治・學術の両面より教育を論弁することを得べき唯一の機関となす」¹²）。以降の『時論』は政治・行政についての議論を積極的に発信していく。

一方、『報知』の変化は『時論』よりもやや遅い。九〇年の小学校令制定以降は、主に「新報」欄内で文部省に関する記事が増加したが、画期は帝国議會開設後の政党に対する不満であった。特に『報知』を憤慨させたのは政党系新聞の教育論であり、「或は誤謬の説あり、又或は為めにするものあり」と断じた（二八〇号、九一年九月、新報「政治新聞の教育論」）。そのうえで「吾教育報知の奮励は遂に遠慮会釈なく教育政を論議するの資格を有する迄に進歩せり」と述べ、二八一号からは「吾儕が平素堪忍し来りし血涙、関なく送り出で紙面を湿す」（同右号、新報「教育報知の進歩」）と予告した。二八一号では、政党系新聞が論じてきた文部省の内務省への合併論や高等中学校の廃

止論に対して反駁を行っている（九一年九月、報知「教育に関する時事問題」）。以後も政党への不信感は強く、政党の誤認に対して専門誌の立場から度々反論した（たとえば三四三号、九二年一月、新報「教育制度に関する自由党政務調査の概要」）。九二年七月における発刊七周年記念の挨拶でも、社長日下部は市町村制の実施によって、「更に学政に論及すべきの資格を進め」と、今後の同誌について述べている（三一三号、九二年五月、欄名無し「教育報知第七周年紀念式順序」）。

以上、両誌は帝国議會開設によって、意識的に政治・行政に関する記事を増やし、それが次節にみる文部省内の動向や文部官僚に関する記事にもつながっていった。¹³

第二節 両誌における官僚評価…

一八九一—一九四年

第一項 文部官僚への原初的評価

帝国議會開設を契機として両誌の文部省内への言及が増えていくが、文部官僚に関する記事が誌面上に多く掲載されるのは省内の人事異動が行われる時であった。森文相期に文部官僚の評価が両誌で論じられることが少なかったのは、議會開設前だけではなく、森期に局長や参事官の更迭

が少なかったことも原因であろう。しかし、九二年一月にいわゆる教科書機密漏洩事件の引責によって、次官の辻新次が辞職すると、文部官僚をいかに評価するかということについての記事が両誌上に掲載された。

まず、『報知』は、文部次官を「政務官にはあらざるなり」（三六三三号、九三年四月、新報「牧野文部次官」と考えており、そのうえで辻を「中立不偏、心に他の政界の事情を介せず、公明正大、惟精惟一、眼中教育の進歩改良を期するの外には、顧みて個人の関係利害を問はざりし心事」と肯定的に評価する（三四六号、九二年一月、新報「辻文部次官の辞職」）。

一方、『時論』は厳しい評価が多く、次に記す辻と後任次官の久保田譲への評価は『時論』の性格を端的に現わしている（二七五号、九二年一月、時事「嗚呼文部の近事」）。辻については「世俗の才子」であるが、「学問上の才子」ではなく、また「七万の教育家が仰瞻すべき道德上の模型として、完全無欠」ではないと述べる。そして、世人は「教育上の上官」として、「一種の哲學家、若くは教育家、若しくは道德家を戴かんと企望」を持っているが、辻はそれらとして「十分に世人」を満足させていないと記す。ただし、「明に君に優れりと世人の許すものあるまでは、君は宜しく文部次官の地位に立つべき」であった

と、辻の辞任を惜しんでおり、必ずしも辻を否定的にのみ評価していなかった。

久保田への評価はさらに厳しい。まず、辻と比較して哲學家・教育家・道德家として久保田はいずれも劣ると述べる。さらに「君の技能として、世に聞ゆる所は、世俗の吏才のみ」とし、「算を執て、大臣の官邸を評価し、帳簿を作て、官有の地所を払下げ、人をして其後に議すること能はざらしむるの技能」は感服するが、それは「必ずしも教育家の仰瞻に応ふべき資格」ではないと断じる。『時論』は、徳望・道德・学問という観点から細川潤次郎や西村茂樹を次官の適任者とする。

『報知』は教育と「政務」を区分し、『時論』は「世俗」・「吏才」と「教育上の上官」の能力（「哲学」・「教育」・「道德」）を二項対立的に区分した。このような構図から文部官僚・教育行政官を評価する両誌の性格は、九六年前後まで基本的に変化しない。また、両誌は教育会に関係を持つ文部官僚を高く評価する傾向にあった。たとえば、辻の辞職とともに文部省を去った西村貞や色川圀士が評価されたのも、両者が大日本教育会と深い関係にあったことによる（『報知』三四八号、九二年一月、新報「色川圀士君」や八八号、八七年一月、欄なし「十二教育家の一教育理論家西村貞君の肖像及畧伝」。『時論』一七八号、九〇年三

月、社説「手島精一氏及西村貞氏」。

対照的に著名であつても、それまで教育に関わつてこなかつた人物が入省した際には、両誌はその能力に対して懐疑的であつた。たとえば、久保田の後任普通学務局長に就任した千家尊福は特に『報知』から揶揄を含んだ批判を受けた(三四七号、九二年二月、新報「文部省の大祓」)。また、『報知』は井上毅文相期の次官として牧野伸顕が就任するに際しては、「文部次官は教育事務官たり。政務官にはあらざるなり。少なくとも部下の百僚を率い得可き、教育事務の心得なかるべからず」と記し、牧野の就任が「聊か怪訝の念なき能はざるなり」と述べた(前掲「牧野文部次官」、同様の記事は三七三号、同年六月、新報「牧野次官と文部の真改革」)。『時論』上でも「政治」と「教化」を明確に区分していた(二七二号、九二年一月、社説「文部省果して廢すべきか」)。

両誌は文部省の業務を政務とは切り離して位置づけるべきで、人選もそのようにあるべきだという志向を持っていた。しかし、官僚制度の整備とそれに伴う行政機関の変化によつて、両誌が抱く文部官僚像は現実と徐々に乖離していった。

第二項 井上毅文相期における「法令」

文部省の業務は「政治」・「政務」と一定の距離を保つべきであるという主張が両誌上で見られたが、くわえて一八九三年の井上毅文相期からは「法令」・「法律」が「教育」と対置されて、誌面で論じられることになる。

『報知』においては前述のように牧野への批判はあつたものの、文相である井上に対しては高く評価することが多かった。しかし、井上がいわゆる「箝口訓令」を九三年一月に出すと、『報知』は訓令を井上のパーソナリティと絡めて批判に転じる(四〇八号、九四年二月、報知「法令を以て人心を化すべからず」)。また、同号では外務省から文部参事官に就任した秋月左都夫についての能力を疑問視しており、従来の主張に見られた外部からの入省者の適性批判も記されている(報知「新文部省参事官」)。

一方、『時論』は箝口訓令が出る直前の九月二五日には何もしなくても批判され、何かやつても批判されるので「思ひ切つてやり玉へ」と激励していた(三〇四号、時事「思ひ切つてやり玉へ」)。この激励は九月九日の大日本教育会の創立第一〇周年記念で、井上が批判されたことを踏まえて述べられたものであつた。しかし、『時論』においても、「箝口訓令」前後に井上や省幹部への批判が増加する。まず、文部省と大日本教育会が対立しているさなかの

一〇月の三〇五号では、「文部の柄を執る人」の教育上の見識が幼稚であることに驚くとし、「我等は彼等の履歴の上より考へて、彼等が普通教育の実情に通じたる者なりとは信ずること能はず」と述べる。「彼等が今日の氣運を知らず、教育と云ふ一事業が、一科の専門となりしことを忘れ、何人にてても教育の任に当るべしと思へる如き風ある」と「教育」の専門性が軽視されている状態を批判した（時事「文部当局の幼稚」）。

では「彼等の履歴」とは何を指すのであろうか。三〇六号ではそれに関して内外雜纂欄であるが、具体的に記されている（九三年一〇月）。そこでは、「法律的人物の実業論」と題して、井上文相以下文部省の幹部は「揃ひも揃ひて、法律的頭脳」で、彼らの実業教育論は「偕も危きものかな」と老教育家に言わせる。井上をはじめとして、木下広次や由布武三郎などにみられるように、当該期には法学を基礎とする人物が文部省幹部に就いていた。

最終的に『時論』の不满が爆発するのが三一六号（九四年一月）である。本号は社説から時事欄まで「法令批判」の記事が多く掲載された。社説（「教育事務官の職務」）では「上は文部大臣より、下は郡役所の学務担任書記、及町村の学務掛に至るまで、一に法文の正条に従て、其事務を進行せしむる外に余念なく、而して其法文は何の為に設け

られたるやとい（欠字）ふ根本の概念に至りては、一も其意識に上ら」ないと批判する。「法令を遵奉する外に、教育事務官の職分なしと思ふは、是亦正當の事と云ふべからず」と断ずる。だからこそ、「文部長官たるものも亦宜しく瑣末なる訓令を出すに汲々として、其大体を忘るべからず」と述べ、また「文部の官吏と府県郡区の学務官とは共に教育家なるを要せず、能く深刻に法文の意味を解し得る三百代言の徒を用いて足」と意見に対しては、「我等は決して是のみを以て、教育事務官の職分なりと信ぜず」と主張した。時事欄の前の「かきよせ」では「法を雨ふらすは今の明治政府の弊、文部も其一部とすれば、此弊に陥るは免るべからざるか」と記し、時事内の記事「文部省の学事会」では、文部は地方の実情に理解していないと批判し、「文部大臣たる者、徒に法文の中に蟄居し」ているために、府県学務官吏へ諮問する「学事会」が必要であると主張した。本号から、法令を出すことは教育の現状を改善するのに必要であるが、それは教育内容を改善する手段であると考えるべきであるという『時論』の姿勢が窺える。

以上のような批判を展開した両誌であるが、病により井上が九四年八月に文相を辞任して後は、井上を肯定的に評価した記事が少なくない。たとえば、『報知』四六四号、九五年三月の論説欄の伊能嘉矩「文部大臣としての井上毅

氏」では井上を森以来の大臣と評価した。もつともこれは、井上の政治力を評価している点に注意が必要である。『時論』においても、井上は「教育に関する勅令・省令等には、頗る周密なる説明を附せられたるを以て、能く法令の精神を了知し、之が措施を誤まらず、教育社会のものは其至便を称したりき」と事後に評価した（三五三号、九五年二月、時事「法令と説明」）。

このような井上文相期の評価の揺れ自体に、両誌が井上文相期の文部省・文部官僚をどのように評価するかという戸惑いと現状への違和感があった。『時論』は茗溪派の人々を「能く教育の理法に通じ、教育の實際に明なる」と評価し、井上文相期は「茗溪会派の雙影を見」られなかつたと不満を持っていた。しかし、井上の後を襲つた西園寺公望文相期に高等師範学校出身の滝沢菊太郎、中村五六が本省へ入ることを聞くと、「餅屋は餅屋、教育の事は純粹の教育家に任せたるこそよけれ」と喜びを隠さず、一時的に溜飲を下げる事ができた（三五三号、九五年二月、時事「文部省の茗溪派」）。

また、『報知』は「政務者は教務を兼ねるを得るや」という題で、教育者が政治を論じることを禁じた箝口訓令を発令した文部省自体に、教務（学校長など学校事務）と政務（官僚）を兼ねている官僚が多くいるのは問題ではな

いかと記した（四三九号、九五年九月、報知）。文部官僚（教育行政官）を「教務」と「政務」という側面からどのように位置づけるべきかという議論は、後々まで『報知』上で言及されることになる。

第三節 教育雑誌と教育行政をめぐる変化…

一八九五—一九七年

第一項 両誌の危機感と自負

一八九五年に創刊一〇年を迎えた両誌は、今後の方向性や抱負について読者に発信したが、その背景には両誌を取り巻く厳しい環境があった。『時論』三六七号（九五年六月、時事「教育雑誌減少の理由」）では、一昨年（東京府下の教育雑誌が一時的に増加したが、供給過多となり、結果的に数年前と同じ状態になったと記す。この原因について、商業は「一の敵をも作らざるを以て、最良の商略とす」るべきであるが、教育雑誌はその点で不向きであると述べる。なぜなら「教育雑誌は輿論の代表」となるのが「本来の性質」であり、そのために「敵を作ることを避けられないからだ」と記す。この記述からは、教育雑誌の性質が『時論』なりに分析されているだけでなく、『時論』が教育輿論の形成を重視し、そのために激しい議論を展開

してきたという自負が読み取れよう。教育雑誌の状況については『報知』も共有しており、「若し我が教育報知と教育時論とのあるなくば、教育社会は何に依るか教育上の形勢を知るべきか、思へば心細きことの限り」（四八一号、九五年七月、報知「教育雑誌の減少」と述べている）。

以上のような教育雑誌の状況について、『時論』自体は過去一〇年において「常に教員の味方となりて、文部当局者の注意を促すこと最切要」という意識を誌面に反映させることに努め、「情実に拘らず、為に当局に敵視せられたることもあれば、夫となく我社の持論を採用せられて、愉快を覚えたることもありき」と述べている（三六〇号、九五年三月、社説「教育時論の過去十年」）。そして、「今後の時論も亦既往の時論の如く、常に少壮学生の精神を失はず、誓て自らの老成不活発に陥るの弊を避け」て読者に応えていきたいと抱負を述べた。「少壮学生の精神」という記述に『時論』の自己認識が端的に現れている。

一方、『報知』は、一〇周年を迎える九五年の四月に、これまで多くの教育雑誌が責任・定見が無かったために倒れたが、「我社は教育社会有数の長寿者」となったので、「益々大なる責任を荷ひ、益々牢乎たる定見を主持」するべきであると記し（四七一号、九五年四月、報知「創立紀念第十一期」）、半年後の一〇月の四九三号から誌面の「一

大改革」を行った。週刊から「三之日発行」に改められた理由は不詳であるが、改革の理由として日清戦争前後で国内の気風が一変したことを挙げ、「従来の日本は百般の事、多くは批評を主として、却て此が実行に冷淡を極め」ていると四九二号で述べている（九五年一〇月、欄外）。それを受けて、四九三号から「教務」・「学務」欄を新設し、「建設実行の途を図」るとした。教務・学務両欄について、「教務欄は従来の「教室」欄を拡充したもので、教室欄は「教授管理」のみを扱っていたが、教務欄ではその範疇をより広くすると記す。学務欄は「教務以外の者、即ち凡て学務なり」と前置きをし、「教師以外の教育当事者の事務にして、要するに教育行政に関する者」で、「一般教育行政執務者の便に供」する欄であるとする（四九三号、九五年一〇月、学務「教務と学務の弁」）。『報知』上では文部省内部や教育行政については主に新報や教育報知欄で取り上げられてきたが、その役割が学務欄にも付された。学務・教務の両者の区分は、その後の『報知』上でしばしば議論の俎上に載せられた。

第二項 文部省をめぐる変化―『時論』を中心に―

創刊一〇周年を迎えた両誌の自負・抱負を見てきたが、創刊直後と当該期とでは教育や文部省を取り巻く状況が

変わりつつあることは両誌も意識せざるを得ず、時代状況の変化を踏まえて文部省・文部官僚をいかに評価するかという問題に直面する。特に『時論』は多くの問題提起を行った。本項では『時論』がいかなるテーマを取り上げ、そこから文部省・文部官僚をどのように評価したのかを見ていく。

『時論』は文部官僚・教育行政官や教員と、教育行政研究がどのような関係にあるかということの問題にした。たとえば三七一号は、「教育行政の思想を養はしむる」課目を担当する教員が「法理に明ならざれば」、「当局者の意見を誤るなきを保せず」として、「何か教育行政の思想を養成せしむる方法」が無いかと思索する師範学校に対して、文部官僚は「立法者の位置に立ち、又は之が補助をなすものなれば、固より教育行政の学理に通」ずるべきであるが、「府県学務官吏、学校教員などは、日本教育行政法の大意を知らば可なり。繁雑なる教育行政の項目を逐一講究するに及ばず」と『時論』は主張した（九五五年八月、時事「教育行政の研究」）。次の記事では「箝口訓令」があるにもかかわらず、大日本教育会の夏期講習で法学士の文部官僚中川小十郎が教員へ教育行政を講義することについて、文部省の教員への姿勢は矛盾しているのではないかと疑問を付す（時事「教育行政の研究と十一号訓令」）。さらに次

の記事では、「心神頗多忙にして、散歩に出づべき寸暇も」無い「夏期講習会は妄りに奨励すべからず」と記している（時事「夏期講習会は妄りに奨励すべからず」）。以上から、『時論』が否定的な見解を「教育行政」に抱いていたことが分かる。

また、この時期から文官高等試験（以下、高文試験）が開始され、官僚の任用制度が整備される。『時論』は高文試験をはじめとする官僚任用全体の動向を、そのまま文部省に当てはめることに批判的であった。三七四号においては文部の判任官を取り上げ、文部官僚が「多少の教育思想を有せざるべからざるは固よりのこと」であるが、大学で法学を学び、卒業直後に文部の属官に就く者が「教育に関する思想を有し、教育に関する興味を有するかは実に一疑問」であると述べる（九五五年八月、時事「文部の属官任用法」）。そのうえで、教育社会では常識であることをその判任官が認識しているだけで、「教育行政に通じ、其教育学理に通ず」と評価されるような状況は「痛嘆に堪へざること」と述べる。そして、小学教員などの「実地教育家」を選抜し文部官僚とすることで、①文部省が教育に通ずる人材を得る、②実地教育家にも一種の希望を与える、という利点があると主張した。同号では奏任官についても取り上げているが、論旨としては判任官のものと大差はない（時

事「文部の高等官試験に就て」。高文試験が「国法・行政法などの課目に重きを置」いたもので、「文部省の高等官などにも、法律には通曉せるも、教育の思想は皆無なる人多」くなるとして、「教育の源泉たるべき文部の官吏が、其下に立つべき教育社会の指導に依りて、初めて教育を解する如くにては、甚だ面白からぬ事」であると述べる。そのため高文試験の科目に教育学や教育史などを加えるべきだと主張した。

では、この時期において、『時論』は文部省をどのように見ていたのであるうか。結論から言えば、『時論』の文部官僚のイメージは森文相期の文部官僚から出発しており、そこを文部官僚の基準と考えていた。たとえば、三七七号（九五年一〇月、時事「教育社会の人心稍旧を懐ふ」）では、森文相期以来の省内幹部であった辻、久保田、浜尾新がそれぞれ文部省を去ると、「旧分子は一掃」され、「今の文部省は、全く新奇の組織」となったと記す。現在の文部省を掌っているのは「井上毅氏の故旧親戚の類」であり、「文部の枢機を握る官吏の方にも、概して言へば、一般教育社会とは従来縁の薄かりし人」が多いと記す。そのため「教育社会の人心は、稍旧時の人を懐ふ情を生じ」、「矢張旧の方がよかつた」と述べる。『時論』には、文部官僚が「教育社会」から徐々に遠のいていくように見えた。

一連の記事から言えるのは、『時論』の言う「教育」とは極めて純度の高いものであり、そこに「法学」や「行政」が混ざることへの忌避感があったと言ふことである。

以上の『時論』の不満の根本にあるものは教育行政を取り巻く環境の変化にあった。約二年後の九七年になると、その変化はより明確に現れてくる。まず、当時の状況を新聞で確認しておきたい。九七年五月に『読売新聞』（一日、朝刊）は「某教育家の文部省談」と題して、当時の文部省に批判的であった教育家の意見を掲載する。古来文部省の「局に当るものは皆教育の志（し）想（じょう）深（しん）き者と見做され」れていたが、現在は「敏腕の才子を挙げて、事務を掌らしめんとせば、其下に支配せらるる者は、感情上大に希望に反するものあるを以て教育者と当局者の間に衝突」を起こしている」と述べる。この「敏腕の才子」とは、後述する都筑馨六と安広伴一郎である。「文部の仕事は過半監督を掌るものなれども単に従来の法令を墨守し、之を実行するのみに止らず」、「漸次改善を要すこと多き故、之が局に当る人は是非共教育に志ある者なるを要す」と記し、教育に精通した官僚が「当局者を見る」と、「教員の待遇、学校の設備大に改りたるの觀あれども其実は更に挙げらず。折角の法令も空く徒法に属す」と結ぶ。「監督」や「法令」によって教員の待遇や学校の設備などは整備できるが、それだけでは

教育の成果は上がらないと考えているのである。また、この時期になると「文部の仕事は過半監督を掌るもの」と考へられていたことにも注意が必要である。

『東京朝日新聞』（二〇月一四日、朝刊）では、「文部の近事」と題し、次のように述べる。「文部の今日は方に規則改正時代なり」であると述べ、森文相期は「一旦精査の後大蔵省に廻附せる事業費は当時如何なる故障出るも断々乎として必ず遂行せざるなき」であったが、「今日の文部方針は全然右と反対」で、「事業費の削除せらるる、畜に二、三ならざるに拘らず、如今法文雨下窮る所」がないのが現状であると述べる。法文の作成のために、「局課の配置属僚の増加、偕は高等官の遽然従来に倍加せる抔沙汰の限なり」と記した。約一〇日後に発行された『時論』の記事（四五一号、九七年一〇月、時事「法令雨の如し」）は、「此頃文部省よりは、法令下ること雨の如し」とし、その原因を次官の都筑に求め、「次官になりたる徴しに、其長所と誇り給ふ法令の才を揮り舞はして、此際一時に教育法令を完備にせんとの意趣より出でた」という噂を記す。しかし、『時論』は「文部省の事務は、これに尽きざるなり」と述べ、法制局ではいざしらず、「文部の事務は人心を支配し、徳化を布く」ことにあるので、「よき教育家を文部の配下に容れ、暖なる情誼を保ちて、教育界の全体が進行

するやう為すにあるべし」と述べ、法令を重視する今の文部は本末を誤っているのではないかと批判した。

第四節 理想の文部官僚像への隔たりと蓄積する不満…一八九六年

前節では一八九七年まで時代を下げ、文部省の事務における性格の変化とそれに伴う文部官僚への評価について見てきた。本節では九六年における両誌の論調に焦点を当てる。

第一項 文部省に対する『時論』の失望

九六年一一月の『時論』四一七号における社説「文部省」は、文部省が政府内での省よりも無力であると述べ、このような状況では文部省が「特設分置」している意味がないのではないかと問題提起をする。文部省の「特置分置の一省の必要」は『時論』をはじめとする「一般教育者の切望する所」であるが、今の文部省の状況では「教育事業上に益する所なくして、却りて害あり」とせざるを得ないと述べる。文部省の廃止については常に反対を貫いてきた『時論』であったが、「内閣に対して力なく、教育界に向ひて無能なる」文部省を強く批判した。最後には「以上は、社友某氏の寄送にかかる者、論旨重大なるを以て、

暫く本欄に収む」と記された。次号(四一八号、九六年一月、時事「文部省に人なし」)では文部省内に「教育上の学識に長け、教育上の経験に富みたる人」がおらず、その原因を「茗溪会の連中」が省内に少ないことに求め、「文部省の威信、幾何か薄らぎたる感あるは、文部に教育的観念ある人少きこと」が一因であると述べている。以降でも「文部省に人なし」・「事務の緩慢」(四二二号、九七年一月、時事「文部省に雅量なきを惜む」)などと文部省を批判した。文部省が批判された背景には、『時論』が教育諮問会議である高等教育会議の設置を支持していたことによる⁽¹⁾。高等教育会議設置直前の四二〇号(九六年一月、社説「上松方首相書」)では「文部省に人なしとは、一般の輿論ならずや。然り而して世間に見限られたる今日の文部省に人を得ると、高等教育会議に人を得ると、何れか難」と記され、文部省には期待できず、高等教育会議が教育界の希望であるという構図が描かれた。次節に記す蜂須賀文相期における省内外の紛擾も、文部省への蓄積されたそれまでの不満が噴出した結果とも言えよう。

第二項 『報知』による「学務」と「教務」の二項図式

一方、『報知』は前述した「教務」と「学務」と区分しながら、文部官僚や教育行政官を論じた。九五年の四九五

号では、学務を教育行政、教務を「教師事業」と区分し、「学務家たるが故を以て教務の区域を知らざる事は実に現今教育界の一欠点」と述べる(九五年一月、学務「学務者と教務者」)。そのうえで「今の学務家も次第に教務の実際に通曉し得て、希くは今日の遺憾を少ふする」ことが可能であるとし、「文部省は量見狭くして高等師範学校の卒業生を容るるに吝かなり、文部省にして若し斯る連中を入るるの雅量あらば、其教育事務の成績今少し見るべき者あらん」と問題提起する。しかし、文部省が師範学校出身者を登庸しようとしても、「師範学校の出身者にして豪も教育行政の大体に通ずる事なく、教師事業の外には一事を解せざる如きあらば」、どうしようもないと論じている。本号では批判の重点が文部省ではなく、「教務」者の方に置かれており、その点で『時論』と異なる。同号の学務欄「教育法令の研究」でも、「世の教育家は」ヘルバルトを知らない者はいないが、「制度の事に関しては教員の性質、学校の性質等の如き単純なることすら知らぬ人」が多いと断じている。また、師範教育が「学務的智識の養成に迂遠」であり、そのために「行政的思想の欠乏は実に茗溪会派の一大欠点」と述べる一方で、「学士会派は然らず、一般に行政的思想に富みて、且つ其学識にも貧しからず、故に教育家として茗溪会派の評判の宜しきが如く、教育行政

家としては学士会派最も其任に適す」と帝大出身の「学士会派」を称賛する（五二二号、九六年八月、報知「学士会派と茗溪会派」下）。

ただし、「教務」者への批判を軸としている『報知』においても、文部省が免責されているわけではない。五一四号では、「教務者に向て、学務上の智識を捨る勿れと勧告す。而して更に学務者に向て、老練なる教務家を得て其顧問たらしめよ」（九六年五月、報知「分業的学務官」と記し、現在においては「教務」と「学務」の「分業の極なる者に陥りつつあり」、「教育中枢の機関たる文部省に於て、大に此弊」が見られると批判している。

また、地方教育雑誌についても言及し、「其勢力は所謂教育者たる教員を動かすに止まりて、学務家並に一般人民を動かすの力殆んど絶無なるを遺憾」とし、「更に学務家の指針となり、一般世人の教育思想を養成するに足るの勢力を蓄積せんことを切望」した（五二四号、九六年九月、報知「地方教育雑誌の組織改造を希望す」）。

当該期における『報知』は「茗溪派」への不満を明記するという点で『時論』とは異なっていたが、文部省への不満も抱いており、批判の内容は『時論』と趣を同じくする。たとえば、文部省は「自主の見識」を欠いているにもかかわらず、教育界からの提案は「常に不同意」の状況で

あることや（五四三号、九七年三月、報知「文部当局」）、従来から「籠城主義」であり、「秘密を守りて漏洩を恐るるが如き形跡」がある文部省に対して批判的であった（五四八号、九七年五月、報知「文部省の開放主義」）。高等教育会議の開催の際には、「普く世の教育家と談合し、文部の意見も示し、在野教育家の意見も聞き、以て教育上の改良進歩を企図」しようとし、文部省へ不満を有していた（同右記事）。

第五節 「文部省紛擾」とその後―変化する文部官僚像―…一八九七年以降

前節で見てきたように一八九六年までに両誌の文部省への不満は大きいものであった。このようななかで蜂須賀文相期における「文部省紛擾」が起こる。詳細はすでに先行研究で論じられているので、ここでは概要だけを述べておきたい。¹⁵第二次松方正義内閣期の文相蜂須賀茂韶は九七年五月に次官に都筑馨六、普通学務局長に安広伴一郎と教育経歴を持たない両者を任命する。この人事には行政の経験に富む人物の次官・局長の就任が望ましいという蜂須賀の意図があったが、これに対して直轄学校を含む文部省内で反対運動が起きた。同年一二月の蜂須賀文相の辞任と

もに、都筑と安広も文部省から去ることになる。この一連の騒動を捉えて、「聖域」としての文部省や「教育畑」的な文部官僚の連帯などが文部省研究で説かれてきた。しかし、『報知』や『時論』の論調は、意外なことに必ずしも両者に対する批判だけに終始しているわけではなかった。

まず、両誌における蜂須賀文相の評価とそれに伴う文相論を見てみると、両誌間には明確に意見の差異が見られる、『時論』は、「外交上、地方行政上、立法上」の「技術」において蜂須賀の能力は疑い無いが、「文部の政事」は「特異なる一種の技術を要す」として、「侯果して此技術を有するや」と蜂須賀の能力に疑問を投げかける（四一三号、九六年一〇月社説、「蜂須賀新文部大臣を迎ふ」）。『時論』の文相論は、文部大臣（または文部省）は特殊であるという典型的な記事であろう。後にも、「教育のことは他の事務よりは一層込み入りて、とても一、二ヶ月の見習ひにて此の役の務まるべくもあらず」とし、学識・徳望・手腕が必要であると述べている（四三三三号、九七年五月、時事「蜂須賀文相の五大損」）。

『報知』も九五年までは『時論』と同様、文部大臣に「徳操、高潔、加ふるに大臣たるの威信に欠くるなきの文部大臣」（四七五号、九五年六月、報知「文部大臣の責任」）を求めていたが、九六年になると一変する。たとえ

ば、九六年一〇月の報知欄「新内閣に望む」（五二六号、九六年一〇月）では文相に「大政務家を挙げて文相たらしめよ」と述べ、「文部大臣は教育学政の針路を執る者たり、勿論教育家にはあらざるなり、故に学問を以て有らゆる教育家の上に立つを要せざるなり」と文相に求める条件が変化している。「他の国務との平衡に籌りて、勉めて教育社会の利益と教育事業の進歩とを計営」するべきであるというのがその発想の根底にあった。五二七号では「元来我国の教育社会に在ては、文部大臣の職を以て一種高等の教務官となして、国家の枢政に参与する一般普通の国務大臣とは自から別種の者たるが如くに誤解」し、そのために「文部大臣を見ること猶ほ幾多教育家の上位に列する一大教育家」であるかのように考えられてきたと記す（九六年一〇月、報知「旧文相を送る」）。たしかに、「学識経験品性道徳に於て勿論全国教育家を統宰するの価値」がないとは言えないが、「徒らに旧来の環圈に踟躕して、国民の英進を沮碍せしむるの行あるは、決して戦捷国民の今後の歓迎すべき教育方針」ではないと指摘する。「旧来の環圈」という記述から『報知』自身も新たな文相論を論じていると自覚していることが分かる。その後も『報知』は、文相について「学問、道徳（寧ろ謹直）の完備せる教員の人物を標準とするに偏せるは、慥かに世人の誤解」であると説く

(五二九号、九六年十一月、報知「文部大臣の人物評」。しかし、これによって蜂須賀に対する評価が肯定的なものに転じたわけではなく、「侯の闊歷今日の文部大臣に不適任たるを思ふ」(五四五号、九七年四月、報知「教育に対する現内閣の責任」という点では『時論』と一致していた。

次に両誌による都筑・安広の評価を見ていくが、結論から言えば両者の評価は是々非々であった。『時論』は両者への批判を基本としているが、評価している点も多く見られる。たとえば、「文部省は教育行政の府なり、教育所にあらず。是の故に其の長官次官局長たるものに要する所は、行政的才幹にして、教育の知識技能にあらず」として、「最も敏腕なる行政家」である両者の入省を評価し、「今の文部省は、独り空前のみならず、又絶後の良文部省なるべし」であると評価する。しかし、この後文には「教育行政の甚だ失当」や「部下統御の方を失ふ」ことに対して両者を批判している(四四〇号、九七年七月、社説「文部省に激すべし」。また、両者が入省したために、「法律づくめ、数理づくめにて文部省の事務は、従来の緩慢に引きかへ随分活発」(四四六号、九七年九月、時事「文部省の遣り方全く一変す」)になったと言う。この記述の後も「教育一切のことを唯機械的に法律と数理とにて通」そうとしており、「政治家的、小才子的、小刀細工的、党人

的」であり、「人心の感化に当る教育の政を料理すること能はざる弊に陥」っていると批判した。しかし、両者の入省直前には「教育上些しの理想もなく、経歴もな」(四三三号、九七年四月、時事「吁文部省の近時」と述べていた『時論』も、両者がある程度認めざるを得なかったことが分かる。

『報知』においては両者への批判は抑制されており、両者が就任した以上は協働するべきであると、両者に反発している省直轄学校長等へ自制を促している。「貴重な教育問題を二、三人士の進退の材料に屠らるるもあらば、文教の為め切齒扼腕に堪えざるなり」というのがその主張であった(五五八号、九七年八月、報知「文部当局の意見に就て」。また、両者への批判というよりも、両者を任命した文相蜂須賀へ批判の矛先が向いている(五四九号、九七年六月、報知「都筑氏愈文部次官となる」)。

両者が文部省を去った九七年一二月前後になると、両誌の評価はより肯定的なものになっている。『時論』は「其手腕其技倆」において、「従来の次官、局長中都筑、安広両氏の如きは、殆ど見ざりし所」であり、今後の文部省で「斯る敏腕家を得るは」難しいと述べた(四五三号、九七年十一月、時事「嗚呼都筑安広の二君」)。『報知』も「前文部の要路者諸君は、教育に経歴なしと云ふの故を以て、

久しく非難攻撃の下に苦心せられしと雖、其の教育上に於ける定見抱負の漸次現はるるにつれ、やや識者の望を得るに至」つたと記す（五六七号、九七年一月、報知「旧文部の要路者を送る」）。都筑に対しては「着々歩を進めて、諸般の改革を行」つたと記している（五六八号、九七年一月、報知「都筑君閣下」）。

これ以降、省幹部に関する両誌の論調は明確に変化する。すなわち、『報知』だけではなく、『時論』においてでさえ官僚の行政的能力をより重視する傾向が誌面に見られる。『時論』は「学者と行政官」と題して、「近來、文部省内の官吏は、一にも学者、二にも学者といひ囃して、重要な職任に当るもの、学者ならぬは無く、学者即ち行政官、行政官は即ち学者、学校は即ち官省、官省は即ち学校といへる有様」と記す（四五六号、九七年一月、時事「学者と行政官」）。しかし、「行政の材幹を有するもの必ずしも学者ならず、学者必ずしも行政の材幹を有せず」とし、文部省の「偏見」を批判する。浜尾文相下の次官菊池大麓、実業学務局長松井直吉は理学博士の学位を有する帝大教員であり、普通学務局長手島精一は東京高等工業学校校長を長年務めていた。『時論』は「数学者、化学者、さては物理学者などいふもの、極めて特別の材幹あらざる以上は、行政上物の役に立つべしとも覺えず」と述べており、「学者」

が三者を指しているのは確実であろう。その後も、「事務家としての材幹、学者としての能力は、元來其性質を異にす」（五二二号、九九年一〇月、時事「事務家と学者」）として、「文部は学校にあらず、学政は学芸にあらず、学者の用、事務家の用、自ら一定の限界あり。文部の長たるもの猛省する」必要があると記す。

『報知』の批判はより厳しく、五六八号では「新文相の文部組織は甚拙」と題して、「次官は省に在りて最も技倆を要す可き地位に立つもの」とし、菊池は「理学者なり数学家なり、教育行政の手腕に至りては、吾儕世人と俱に容易に之を承認」できない述べる（九七年一月、報知「新文相の文部組織は甚拙」）。前次官の都筑は政法を、菊池は数理を学んだが、「孰れが次官の任に適すべきや」と読者に問う。そのうえで菊池だけでなく、手島・寺田を含めて「皆行政的智識なき学者」と評価する。五六九号（九七年二月）の新報欄の各記事では文部官僚に対する批判記事が多く占めた。「文部省の近況」という記事では、浜尾は前文相の事業を継承するのみで、松井は大学、手島は高等工業学校の事務のために繁忙で、「文部省には碌に出省」しておらず、「新文部の前途甚だ覺束な」と記した。その下段の記事「某氏の文部評」では「現文部の要路者多くは平和的教育家」であるため、「教育上の根本的改革を断行するの

勇氣と活気なからん」と断じる。文相以下、次官・局長も「教育上の経験よりも寧ろ政治上の材幹技倆を要す。自己が理想に描ける教育の経綸を現実にもせんと欲せば、必ずや政治上に於ける勢力手腕を以て之を實行し振作する」べきだとし、「現文部の要路者たる或は教育家として或は適任ならんも、既に前段の資質を欠けり」と述べた。

以上を見ると、当該期の『報知』の主張は二節で見たものとは対照的であり、『時論』の姿勢も蜂須賀文相期以前と以後では激変していることが分かる。実は文部省の「聖域」が強調された契機に見えた蜂須賀文相期の後には、教育雑誌においては「行政」上の能力を文部官僚に求めるようになっていた。

おわりに

本稿では、文部省・文部官僚の変質を『時論』・『報知』を通して考察してきた。『時論』の教育現場の重視や『報知』の「教務」と「学務」の区別のように、両誌はそれぞれ核となる主張を持っていた。しかし、両誌の主張も不動であるはずはなく、文部省を取り巻く状況によって変化した。このことは両誌の文部官僚への評価軸が一八九〇年と九七年では異なっていたことから分かる。徐々に複雑

化していく行政に対して、文部官僚を評価する教育雑誌も「教育」的な側面だけを論じているだけでは許されない国家構造が、日清戦後から現出していた。ただし、それをもって両誌が既成事実を追認していったということにはならず、変化する状況のなかで、両誌の思い描く文部省・文部官僚像を常に模索し、発信していった。しかし、官僚任用制度などが制定され、運用されるようになるにつれて、文部官僚の性格に関する議論の余地が狭まっていったことも事実であろう。そのようななかで、一八九八年頃には『報知』の経営状況は芳しくなくなり、〇一年四月に休刊となった。¹⁶⁾

本稿では一八八五年から九七年前後を見てきたが、戦前における文部官僚の評価の一端を明らかにしたに過ぎない。たとえば、政党は文部官僚をどのように見ていたのであろうかという他方面からの問題も残されている。これについては別稿を期したい。

註

(1) 古くは宗像誠也『教育行政学序説』(有斐閣、一九五四年)の二五頁～三一頁。

(2) 菅原亮芳は「日本教育史研究分野における教育ジャーナリズム研究の蓄積は少なくない」としながらも、「雑誌

を利用した研究」であるだけに、雑誌そのものの「顔」が見えない」と指摘している（『受験・進学・学校』学文社、二〇〇八年、一八頁）。

(3) たとえば、明治から昭和期の教育ジャーナリズムに関する木戸若雄の一連の研究や各雑誌復刻版の教育史研究者による解説等。

(4) 文部官僚に関しては、中野実（解説）『男爵辻新次翁』、大空社、一九八七年、一六頁、底本は仁寿生命保険株式会社、一九四〇年）や荒井明夫（『辻新次』『近代日本人物史料情報辞典』一、吉川弘文館、二〇〇四年、二六九頁）が研究の遅れを指摘している。

(5) 両誌の研究として樽松かほる・菅原亮芳「民間教育雑誌の成立に関する一断面」上・下（『桜美林論集』（一般教育篇）第一五〜一六号、一九八八〜八九年）があるが、検討時期が創刊から一八八八年前後と限られる。また、復刻版の解説としては、久木幸男によるものがあるが、記事内容の検討はほぼなされていない（戦間期の『教育時論』、『創刊一千号前後の『教育時論』』（『教育時論』総目次、雄松堂書店、一九八一〜八四年）、同『教育報知』と明治期教育雑誌』（『教育報知』別巻、ゆまに書房、一九八六年））。

(6) 佐藤秀夫編『明治前期文部省刊行誌集成』第一巻、歴史文獻、一九八一年、一〜二頁。

明治期教育雑誌における文部官僚の評価

(7) 教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』以下、『目次集成』教育一般編第二〇巻、九五頁。

(8) 前掲久木「『教育報知』と明治期教育雑誌」、五頁。

(9) 前掲『目次集成』「教育一般」編に掲載されている雑誌で一八八五年から九〇年までに発刊された雑誌は九誌であるが、一〇年以上続いたのは『時論』、『報知』のみである。

(10) 前掲樽松・菅原「民間教育雑誌の成立に関する一断面」上、五二頁。

(11) 以上、『報知』に関しては前掲久木、一七頁と前掲樽松・菅原、五四〜五六頁。

(12) ①教育の事業を国家行政中の主要な地位と定める以上、学術だけを論じるわけにはいかない、②論者に議論の場を設けることが時論には可能、③帝国議会に関する報道を行い、読者に伝える、④政党の進出によって教育事務を歪ませる可能性があり、それを防ぐには教育界の世論を国民に周知するべき、の四点を挙げている。

(13) 『時論』は社説・時事・内外雑纂欄で、『報知』は社説（教育報知）・新報欄で文部省内や文部官僚についての情報や意見を記した。

(14) たとえば、内外雑纂になるが、三〇三号「文部の非政失望の件々」（一八九三年九月一五日）。

(15) 鄭賢珠「第二次松方内閣における文部省紛擾」（『教育史

フォーラム』一号、二〇〇六年）、藤野真挙「聖域化する文部省」（『次世代人文社会研究』五号、二〇〇九年）。

(16) 『報知』の不振の背景には、①日下部の帝国教育会役員
の活動が『報知』の運営をなおざりにさせたこと、②日清
戦後の社会の急激な変化に対応できなかつたこと、の二点
が指摘されている（前掲久木『教育報知』と明治期教育
雑誌」二二～二八頁）。